

(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料段階とするため、第8期介護保険事業計画より15段階の保険料段階としています。

また、保険料率については、平成27年以降、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階から第4段階の保険料率について、第1段階と第2段階を0.35、第3段階を0.50、第4段階を0.70に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

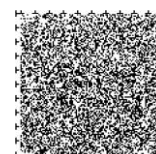
なお、国の標準段階（現状9段階）の多段階化（高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ）が検討されており、実施された場合、本市保険料段階及び保険料率の変更について検討いたします。

【保険料段階及び保険料率】

第9期介護保険事業運営期間			段階別加入割合 (累計)
段階	保険料率	基準所得金額	
第1	0.35	生活保護の受給者等	10.6% (10.6%)
第2	0.35	本人が市町村民税非課税	20.0% (30.6%)
第3	0.50		10.6% (41.2%)
第4	0.70		9.9% (51.1%)
第5	0.85		8.0% (59.1%)
第6 (基準額)	1.00		7.9% (67.0%)
第7	1.10	本人が市町村民税課税	12.4% (79.4%)
第8	1.25		9.2% (88.6%)
第9	1.50		5.0% (93.6%)
第10	1.60		2.3% (95.9%)
第11	1.75		1.2% (97.1%)
第12	1.80		0.6% (97.7%)
第13	1.90		0.4% (98.1%)
第14	2.00		0.7% (98.8%)
第15	2.30		1.2% (100.0%)

※基準所得金額（保険料段階判定の基準となる所得金額）

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額＋ 【合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）】－公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）



修正後

(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料段階とするため、第8期介護保険事業計画より15段階の保険料段階としています。

また、保険料率については、平成27年以降、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階から第4段階の保険料率について、第1段階と第2段階を 0.335、第3段階を 0.485、第4段階を 0.685 に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

なお、第9期計画期間において、国の標準段階（現状9段階）の多段階化（高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ）が実施されることとなり、本市においても保険料率の見直しを行っています。

【保険料段階及び保険料率】

第9期介護保険事業運営期間			段階別加入割合 (累計)
段階	保険料率	基準所得金額	
第1	<u>0.335</u>	生活保護の受給者等	10.6% (10.6%)
第2	<u>0.335</u>	本人が市町村民税非課税	20.0% (30.6%)
第3	<u>0.485</u>		10.6% (41.2%)
第4	<u>0.685</u>		9.9% (51.1%)
第5	0.85		8.0% (59.1%)
第6 (基準額)	1.00	世帯課税（第5段階以外）	7.9% (67.0%)
第7	1.10	本人が市町村民税課税	12.4% (79.4%)
第8	1.25		9.2% (88.6%)
第9	1.50		5.0% (93.6%)
第10	<u>1.75</u>		2.3% (95.9%)
第11	<u>2.00</u>		1.2% (97.1%)
第12	<u>2.20</u>		0.6% (97.7%)
第13	<u>2.40</u>		0.4% (98.1%)
第14	<u>2.60</u>		0.7% (98.8%)
第15	<u>3.00</u>		1.2% (100.0%)

※基準所得金額（保険料段階判定の基準となる所得金額）

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額＋ 【合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）】－公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）

